東京大学伊藤国際学術研究センター規則

平成２３年１２月１５日
役員会議決
東大規則第３９号
沿革

（趣旨）

第１条　この規則は、東京大学伊藤国際学術研究センター（以下「センター」という。）の管理運営に関し基本的な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　センターは、東京大学における社会と大学との関わりを深めるための社会連携拠点並びに国際交流及び教育研究活動の基盤となることを目的とする。

（施設）

第３条　センターに、大教室、会議室、食堂その他の施設を設ける。

（管理運営責任者）

第４条　センターの管理運営責任者は、社会連携を担当する理事又は副学長とする。

（運営委員会）

第５条　センターの円滑な運営を図るため、伊藤国際学術研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

２　運営委員会においては、次の事項を審議する

（１）　センターの管理運営及び運用方針に関する事項

（２）　センターで開催される催事の方向性に関する事項

（３）　その他センターの運営に関する事項

３　運営委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

４　委員長は、社会連携を担当する理事又は副学長をもって充てる。

５　委員長は、委員会の会務を総括する。

６　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

７　委員は、次の各号に掲げる者に総長が委嘱する。

（１）　施設、資産活用及び渉外を担当する理事又は副学長のうちから１名以上

（２）　ディベロップメントオフィス（東京大学基本組織規則第１８条の規定に基づく室として設置されるものをいう。）の長

（３）　社会連携部長

（４）　資産活用推進部長

（５）　その他総長が必要と認めた者

８　前項第５号の委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（使用）

第６条　センターの使用者の範囲、使用料その他の使用に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、社会連携を担当する理事が別に定める。

（業務）

第７条　センターに関する業務は、本部資産企画課の協力を得て、本部社会連携企画課において処理する。

附　則

１　この規則は、平成２３年１２月１５日から施行する。

２　この規則の施行後最初に委嘱される第５条第７項第５号の委員の任期は、同条第８項の規定にかかわらず、平成２６年３月３１日までとする。

附　則

この規則は、平成３０年１月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和６年６月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

沿革

東京大学伊藤国際学術研究センター規則

体系情報
□第６編 設備及び附属施設の管理・使用

沿革情報
◆平成２３年１２月１５日　　役員会議決
◇平成２９年１２月２０日
◇平成３０年０３月２９日
◇令和０４年０３月３１日
◇令和０６年０５月３０日
◇令和０７年０３月２７日